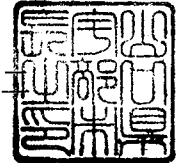


宇部市公告第 27 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により公告し、下記のとおり縦覧に供する。

令和 3 年(2021 年)4 月 7 日

宇部市長 篠崎 圭



1 協議の場を設けた区域の範囲

二俣瀬地区（薬師堂、辻堂、瓜生野集落）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 3 月 30 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

法人 2 経営体

4 対象地区の現状

個人経営が中心であったため、農地の集積が進んでいない

高齢化と後継者不在により、管理できない農地が増えている

5 対象地区の課題

新設された法人を中心経営体として農地の集積を行うが、経営安定のためにも、担い手の育成が重要である

基盤整備が実施されている農地が大半を占めており、集約化の促進が重要である

6 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

新設法人への集積を優先し、他の認定農業者や離農者の農地も引き継いでいく

7 6 の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地中間管理機構の活用、収益性の高い品目の栽培、鳥獣及び病害虫による被害防止対策への取組み

8 縦覧期間

令和 3 年 4 月 7 日から令和 3 年 4 月 21 日まで